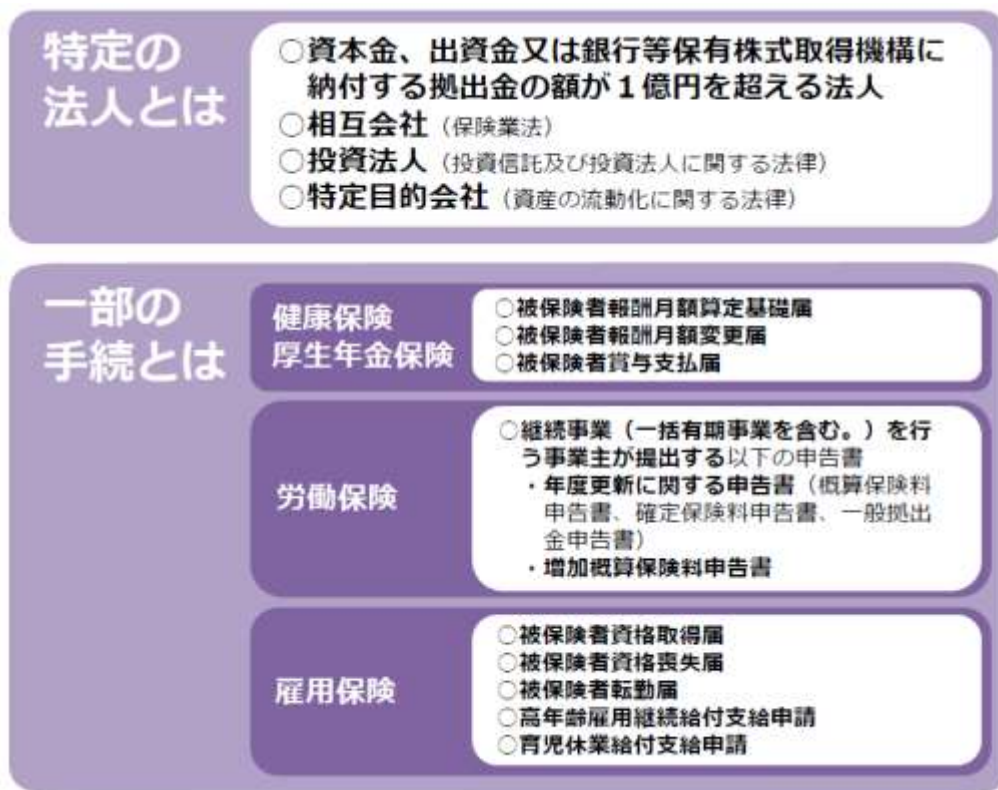


## 2020年4月から特定の法人について電子申請が義務化

今年の4月から、特定の法人の事業所が社会保険・労働保険に関する一部の手続を行う場合、電子申請で行うことが義務化されることになります。



（厚生労働省リーフレットより）

厚生労働省からQ & Aが公表されていますので、以下抜粋してご紹介します。

（問）電子申請義務化の対象法人に対して、当該法人が義務化の対象である旨の通知は送られるのでしょうか。

（答）健康保険・厚生年金保険関係手続においては、対象法人を確認したうえで、対象法人及び当該法人に属する事業所に対して、別途ご案内通知等を送付することを予定しております。

（問）システム改修等が必要になるため、2020年4月以降に開始する事業開始年度から電子申請に切り替えることが困難な場合に罰則はありますか。

（答）罰則はありませんが、電子申請による届出をするための環境が整い次第、順次、実施いただきますようお願いいたします。（以下略）

（問）電子申請に対応していない健康保険組合に加入する事業所の届出においても、電子申請の義務化の対象となるのでしょうか。

（答）電子申請に対応していない健康保険組合に加入する事業所においても、該当手続については電子申請による届出の対象となります。現在、全ての健康保険組合が利用できる電子申請環境の構築を進めており、その運用については令和2年11月の開始を予定しています。（以下略）

（問）社会保険労務士や労働保険事務組合を通じて手続を行う場合も義務化の対象となるのでしょうか。

（答）特定法人の適用事業所が社会保険労務士を通じて行う社会保険・労働保険の手続についても電子申請義務化の対象となります。（以下略）

労働保険・社会保険の手続、給与計算の代行、労務コンサルのご相談はお気軽にご連絡ください！